

Agriculture in Matsumoto city

松本ライフを と一緒に。

Matsumoto City



『農業を一生の職業に』 その決意をサポートします

新しく農業を始めるための大きな壁、
「技術」「農地」「農機具」「資金」「販路」。
しかし、『農業を一生の職業に』という強い決意さえあれば、JA・
里親農家を中心に、関係機関が一体となって、
これらをまとめて解決に導き、あなたとあなたの
家族の幸せな農業ライフをしっかりとサポートします。
研修中は、里親農家の圃場及び協議会が借り受
けた農地を研修生が専属で耕作しながら農業
経営全般について学ぶことができます。

生活環境や子育て環境が充実

- 3,000メートル級の山々に囲まれた自然環境
- 国宝松本城を中心とした歴史文化芸術の香り
- ワイナリーや温泉街などの観光資源
- 活気ある中心市街地、自然と都市のバランス
- 大都市圏へのアクセスの良さ（空港あり）
- 病院、診療所、学校や児童施設が充実

自然と都市が共存する街「松本市」で

農業をともに、豊かな人生を

松本新規就農者育成対策事業の概要

事業の対象者 (応募条件)		次の条件をすべて満たす方 (1)農業に意欲を持ち、新たに農業経営を開始しようとする者で、当面の営農・生活資金を有した、おおむね59歳以下の者 (2)家族の同意と協力を得て、自己責任で農業経営を行うことができる者（夫婦や家族で共同で経営ができる者） (3)研修期間(最長3年間)満了後、原則として3年以上松本市内で農業経営を継続できる者 (4)新規就農者育成総合対策等の国や県からの給付を受けない者 (5)研修期間中は長野県の新規就農里親研修制度を活用すること ※この事業の研修生は、別に定める研修生募集要領に基づき募集し、事前相談、書類審査及び面接により協議会が研修生を決定します。 ※新規就農里親研修制度とは、里親（先進的農家）が栽培技術の習得から、農地・住居の情報提供、里親のもとで就農後の相談までを支援する制度（概ね2年間の有償研修）
募集人員		毎年若干名
研修方法		(1)松本市内の農地を協議会が借り受け、研修生が専属で耕作します。 (2)農作物の栽培に係る一連の作業を実践し、生産・販売及び簿記帳に取組み、農業経営に必要な技術と知識を習得します。
研修期間		最長3年間
対象作物		りんご、ぶどう、セルリー、すいか、施設野菜、その他松本ハイランド農業協同組合が定める振興品目及び補完品目
指導管理体制		協議会が、営農技術指導や経営指導をおこないます。
研修生の待遇と経済的支援	研修生の身分	研修期間中は、松本新規就農者育成対策事業運営協議会の構成団体である有限会社アグリランド松本の実習生とします。1年間で試用期間とし、以後の研修継続の可否については、協議会が決定します。
	営農生活 支援資金	研修期間中「営農生活支援資金」として1年目100,000円/月、2～3年目85,000円/月を支給します。 ただし、本事業の研修修了後3年以内に特段の理由なく離農した者及び特段の理由なく研修を中止した場合は、支給した「営農生活支援資金」を全額返還していただきます。※家族加算はなし
	機械の貸与	(1)研修生に貸与する機械の取得金額は1人当たり、200万円を上限とします。 (2)研修生が必要とする機械(中古機械を基本とする)は協議会が取得し無償で貸与します。 ※貸与した機械は、研修修了時に取得費の4分の1で研修生へ払い下げます。 (3)貸与機械の故障による修理費は、研修生が全額負担します。
	機械類の利用	(1)研修生は、有限会社アグリランド松本が管理する農業機械のうち、有限会社アグリランド松本及び協議会が使用を認めたものは無償で利用できます。 (2)利用に際し取り扱いの不備により、故障・欠損等が生じたときは研修生の負担で修繕していただきます。 (3)研修を修了した後も、使用方法及び使用料について両者で協議し、継続利用することができます。
	事故	農業用機械類の操作により事故等が発生したときは、研修生が諸費用を負担し解決するものとします。
	ハウス等施設購入	研修生が必要とするハウス等施設を松本ハイランド農業協同組合より購入する場合、協議会が費用の20%を支援します。(上限20万円)
	苗木購入	研修生が必要とする果樹の苗木を松本ハイランド農業協同組合より購入した場合、協議会が費用の50%を支援します。(上限20万円)
	研修用農地	(1)研修生が研修に使用する農地は協議会が貸出し、貸借料の全額を負担します。 (2)研修終了後は、利用権設定を変更して研修生が継続して使用することが可能です。 ※地区が品目により、圃場の確保ができないことがあります。
	農産物代金の帰属	(1)農産物販売代金は研修生に帰属します。ただし生産費は自己負担となります。 (2)農産物の販売は松本ハイランド農業協同組合を通じて行うものとします。
	社会保険	国民健康保険、国民年金、傷害保険、労災保険等の社会保険は、研修生が自己負担で加入します。
住宅支援		家賃補助として上限1万/月、18歳未満の子がいる場合は上限2万円/月を支援します。
研修年度		11月1日から翌年10月31日まで

※この研修制度は国が実施する補助制度とは異なり、
JA松本ハイランド・長野県・松本市、その他関係機関が連携した独自の支援制度です。